一　地域再生計画の作成主体の名称　広島県及び広島県山県郡北広島町
二　地域再生計画の名称　観光交流施設を核とした広域観光ネットワーク形成等による地域再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　広島県山県郡北広島町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

**○内閣府告示第百九十五号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成十八年内閣府告示第三百五十九号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十三年三月二十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　萩市
二　地域再生計画の名称　新萩市の将来像「自然と歴史、文化に抱かれた健やかでうるおいのあるまち」をめざして生活環境向上プラン
三　地域再生計画の区域の範囲　萩市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

**○内閣府告示第百九十六号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第百八十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十三年三月二十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　徳島県及び阿南市並びに徳島県那賀郡那賀町
二　地域再生計画の名称　清らかな那賀川流域の農林業を支援するまちづくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　徳島県那賀郡那賀町の全域及び阿南市の区域の一部（阿南丹生谷地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

**○内閣府告示第百九十七号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第百八十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十三年三月二十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　徳島県及び三好市並びに徳島県三好郡東みよし町
二　地域再生計画の名称　さらに、伝統の継承と三好市・東みよし町を体験するまちづくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　三好市及び徳島県三好郡東みよし町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

**○内閣府告示第百九十八号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第二百二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十三年三月二十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　福岡県及び福岡県筑紫郡那珂川町
二　地域再生計画の名称　第二期水と緑、暮らしがとけあう那珂川町促進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　福岡県筑紫郡那珂川町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

**○内閣府告示第百九十九号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第二百六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十三年三月二十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　多久市
二　地域再生計画の名称　多久市『人・自然　環境創出』再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　多久市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

**○内閣府告示第二百号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第三百九十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十三年三月二十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　長崎県及び長崎県東彼杵郡東彼杵町
二　地域再生計画の名称　地場産業の振興と都市交流を活かした町づくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　長崎県東彼杵郡東彼杵町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

**○内閣府告示第二百一号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第二百二十七号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十三年三月二十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　宮崎県及び宮崎県西臼杵郡高千穂町
二　地域再生計画の名称　しぜん・感動・体感「日本のふるさと」高千穂づくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　宮崎県西臼杵郡高千穂町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

**○内閣府告示第二百二号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十二年内閣府告示第二百二十八号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十三年三月二十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　宮崎県及び宮崎県西臼杵郡日之影町
二　地域再生計画の名称　「癒しの町　日之影」まちづくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　宮崎県西臼杵郡日之影町の全域及び高千穂町の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生のための交付金の活用（三の五③）

**○内閣府告示第二百三号**

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十一年内閣府告示第百十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十三年三月二十五日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年四月二十七日

内閣総理大臣　菅　**直**人

一　地域再生計画の作成主体の名称　鹿児島県及び薩摩川内市
二　地域再生計画の名称　地域力を発揮し活力を創出する薩摩川内・甑港づくり